

令和8年度 前橋市立広瀬小学校 いじめ防止基本方針

「互いに支え合う人間関係をつくるためにできること ～あと一歩踏み出す勇気を～」

はじめに

(1) いじめ防止基本方針策定にあたって

①広瀬小学校の基本的な考え方

・いじめは、一定の人間関係にある者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。いじめは、どの子供にも起こりうるものであるが、それが重大事態につながることもある。いじめは、不条理で決して許されない行為である。特に、学校という教育の場でこのような行為が行われることは、恥ずべき重大事である。本校は、いじめのない学校づくりのために、いじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進する。

②いじめ防止に関わる目指す児童像

○いじめを許さない勇気のある子【**勇気**】

○人の痛みを感じる思いやりのある子【**思いやり**】

○いじめをやめさせるために力を合わせられる子【**協力**】

1 いじめに対する基本姿勢

・本校では、いじめを許さない、いじめをしない優しい心情を育てるとともに、集団全体に、いじめに向かわない雰囲気が形成されるように、教師と児童、児童同士の良好な人間関係づくりを行う。そのため、「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識、「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識、「いじめられている子供を最後まで守り抜く」という信念をもつ。また、いじめが発生した際に備えて、市教育委員会や関係機関等と連携して、いじめを早期発見・早期対応・早期解決するための組織と対策を整備する。

(1) 学校経営方針

「まえばし学校教育充実指針」に基づき、学校・家庭・地域社会との連携を密にしながら、「チーム広瀬」を合い言葉に、全教職員が一致協力して、創造的・実践的な教育活動を推進し、教育目標の具現化を図る。

○児童同士、教師と児童の好ましい人間関係をすべての教育活動の基盤とし、一人一人を大切に教育の充実に努める。

○児童が役に立つ喜びを味わうことで自己肯定感、自己有用感を高められるよう努める。

○児童が学ぶことの面白さや意義をとらえ、意欲的に取り組める学習活動の改善を図る。

(2) 学校としてなすべきこと

①いじめに対する正しい認識について共通理解すること

- ・いじめは人間として絶対に許されない行為であり、いじめをはやしたてたり傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないと強く認識する。
- ・児童に対して、いじめられている人を助けることは、いじている人を助けることにもなると認識させる。
- ・教師一人一人がいじめ問題の重要性を正しく認識し、児童のわずかなサインもキャッチできるよう、定期的なアンケートの実施及び面談を行う。また、職員間及び保護者との連絡を密にし、情報交換や共通理解を図る。

②教育相談活動を充実し、全教育活動を通じた生徒指導の展開を図ること。

- ・定期的なアンケートを実施するとともに教育相談活動を充実させることで、いじめへの対処療法的な対応にとどまらず、全教育活動を通じた積極的な指導を展開する。
- ・「いじめチェックシート」を活用することでいじめを把握し、校内いじめ対策委員会で職員間の共通理解を図り、早期解決のために継続的に対応する。

③家庭・地域・関係機関との連携を深めること

- ・いじめの未然防止や早期発見、いじめられている子を最後まで守り抜くために、家庭、地域、関係諸機関と連携する。
- ・日頃より保護者とのコミュニケーションを密にし、信頼関係を築く。
- ・必要に応じ、児童相談所、警察等、地域の関係機関と連携し、協力関係を築く。
- ・本方針を「ホームページ」で公開し、学校の基本的な考え方や対策等について、家庭、地域への周知を図る。
- ・インターネット、携帯電話の危険性に関する講演会を実施し、ネットによるいじめの危険性を保護者に啓発する。
- ・いじめ防止の取組が成果を上げているか、学校評価アンケート・学校経営評価・学校評議員会議等を元に検証し、改善点等について検討する機会を設定するなど、PDCAサイクルに基づく改善を行う。

④5月、12月の「いじめ防止強化月間」での効果的な取組の強化を図ること

- ・「いじめ防止標語」の作成と学級代表作品の発表、いじめ防止宣言の発表を行い、のぼり旗を掲示して、いじめ防止を啓発する。

(3) 教師としてなすべきこと

①いじめを見抜く感性を磨くこと

- ・いじめは、教師の目の届きにくいところで起こることを念頭に、「いじめチェックリスト」等を参考にし、教師自身がいじめを見抜く感性を磨く。

②不安や悩みを受容する姿勢をもつこと

- ・児童の話最後まで傾聴し、不安や悩みを受け止め、解決に向けて粘り強く対応する。

③「自信」と「やる気」を引き出す授業づくりに努めること

- ・児童との信頼関係に基づいた授業を実践し、児童の「自信」と「やる気」を引き出す。

④心の居場所づくりに努めること

- ・児童一人一人が自己存在感を感じられるように、教師と児童及び児童相互の温かい人間関係を基に、安心できる心の居場所としての学級づくりに努める。

⑤一人一人の心の理解に努めること

- ・休み時間や清掃時間に児童と一緒に活動し、児童一人一人に1日一度は声をかけるよ

う心がける。

- ⑥いじめは許さないという学級風土をつくること
 - ・道徳や学級活動等で、いじめの問題、命の大切さ、規範意識にかかわる題材を取り上げ、日常からいじめを許さない学級風土をつくる。
- ⑦子供の姿を見つめること
 - ・いじめが起こっていない状態をしっかりと把握し、アンテナを高くして、児童の少しの変化も見逃さないように、日頃の児童一人一人の様子を観察するとともに、学級の様子にも注意を傾ける。
- ⑧互いに個性を認め合う学級経営に努めること
 - ・児童の不得意なところや身体的な特徴がいじめのきっかけにならないように、児童一人一人がそれぞれの違いを個性として認め合うような学級経営に努める。
- ⑨いじめを受けた児童を最後まで守ること
 - ・いじめを受けた児童の苦しみを受容し、「いじめられている子供を守り通す」ことを言動で示し、毅然とした姿勢で対応する。
- ⑩教師間で連携・協力して問題の解決にあたること
 - ・担任は開かれた学級経営に努め、問題を抱え込むことなく、他の教師に協力を求める勇気と責任をもつ。
- ⑪児童や保護者からの声に誠実に答えること
 - ・日頃から、いじめられている子供やその保護者の立場に立ち、誠実に解決しようとする姿勢や態度を示し、信頼関係の構築を心がける。

2 いじめの防止

(1) 基本的な考え方

- ・人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、以下の方針のもと、いじめ防止活動を推進する。
- ・いじめはどの子供にも起こりうること、どの子供も被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に全職員で取り組む。

(2) いじめ防止のための措置

- ①いじめについての共通理解を図ること
 - ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知するなど、日頃から教職員全体の共通理解を図る。
 - ・全校朝会や学級活動等で、校長や教職員が日常的にいじめ問題について取り上げることで、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体で醸成する。
 - ・児童にいじめの具体的な姿を認識させるため、具体的な行動や言葉の例を掲示する。
- ②いじめに向かわない態度・能力を育成すること
 - ・学習規律の確保、わかる授業、学び合いのある授業を推進する。
 - ・道徳、特別活動を通して、高い規範意識や、個人と個人及び集団のより良いあり方について学び合うとともに、読書活動・体験活動を推進し、社会性を育む。
 - ・社会・生活体験等を通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養う。
 - ・学級や学年等の人間関係を把握し、一人一人が活躍できるように、生活規律の確保、認め合える集団、協力できる集団、思いやりのある集団づくりに努める。
 - ・教育活動全体を通して、自他を認め、互いの人格を尊重することにより、ストレスをコントロールする能力やコミュニケーション能力を育む。

③いじめを生まないために指導上留意すること

- ・教職員の不適切な言動によって、児童を傷つけたりいじめを助長したりすることがないよう、細心の注意を払って指導する。
- ・教職員として、「いじめられる側にも問題がある」という認識を絶対にしない。
- ・発達障害等について適切に理解したうえで、一人一人を大切にされた指導にあたる。

④自己有用感や自己肯定感を高めること

- ・教育活動全体を通して、児童一人一人が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができる機会を提供できるようにする。
- ・係や委員会活動を充実させ、子供による自治的な組織運営が行われるよう努める。
- ・互いの良いところ目を向ける活動を取り入れ、個性に気づけるようにする。
- ・校外での体験活動を通して、家庭や地域の大人から認められているという思いが得られるようにする。

⑤児童自らがいじめ防止・撲滅について考える取組

- ・運動会、音楽集会、鼓笛演奏、卒業を祝う会等、学級や学年等で力を合わせる活動を充実させる。

3 いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

- ・いじめは起こらないようにする未然防止が最も重要であるが、万一発生してしまった場合は、早期に対応・解決し、児童への影響を最小限に留めなければならない。
- ・いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気付きにくい形で行われることを共通理解する。
- ・些細な兆候を見逃さず、「いじめではないか」との疑いをもち、隠したり軽視したりすることなく、複数の教職員で関わり、対象となった児童が心身の苦痛を感じている場合は、積極的に認知する。

(2) いじめ早期発見のための取組

①アンケート

- ・毎月1回月末に生活アンケート(記名)を行い、児童の悩みや、いじめを受けた児童からの訴え、いじめを見ていた児童からの情報を掌握する。

②教育相談体制

- ・教師と児童の日常のコミュニケーションを大切にし、いじめを訴えやすい雰囲気を作る。
- ・児童が誰にでも相談できるような体制づくりを行う。
- ・家庭訪問等を通して、教師と保護者の好ましい人間関係づくりに努め、いじめに関して相談しやすい雰囲気をつくる。
- ・SCと連携し、気になる児童を観察し実態を把握するとともに、家庭や児童へはSCとの相談体制について周知し、必要に応じて相談できるように配慮する。
- ・5月、11月には保護者との教育相談を実施し、学校内外での児童の人間関係を調査して、いじめの実態を把握できるようにする。

③その他

- ・毎月1回開催する、いじめ対策委員会(生活指導部会)でいじめの実態を確認する。

4 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

- ・発見や通報等によって、いじめと思われる言動を認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、組織で対応する。
- ・被害児童を守り通すとともに、加害児童には毅然とした態度で指導する。
- ・いじめ対策委員会（生活指導部会）が「生活アンケート」等の情報からいじめと判断した場合は、チームで迅速に対応する。

- ①いじめ対策委員会（生活指導部会）による判断
 - ②事案に応じた対応チームの決定
 - ③チームによる具体的対応
 - ④具体的対応についての対策委員会による検証
 - ⑤必要に応じての方針、チームの構成員、対応等の変更
 - ⑥P D C Aサイクルでの対応
- *必要に応じて、関係機関も含めた個別サポートチームを構成する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、すぐにその行為を止める。
- ・児童や保護者等から、「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・発見したり通報を受けたりした教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、校内いじめ対策委員会等で情報共有する。
- ・速やかに関係児童から事情を聞き取り、いじめの事実を確認する。
- ・重大な暴力行為や金品強要等を伴ういじめが生じる恐れがある場合は、市教育委員会並びに関係諸機関に連絡し、迅速に対応する。

- ①市教育委員会への報告
- ②市教育委員会の指導・助言を受けた対応
- ③いじめ対策委員会（生活指導部会）を中心とした組織的な対応
 - ・関係児童並びに全職員に対する聞き取り調査の実施
 - ・児童へのアンケート調査の実施
 - ・関係児童の保護者への連絡・対応
 - ・市教育委員会と連携した保護者・地域・報道機関等への対応（報道機関への対応は、校長を窓口とする。）
 - ・関係児童及び保護者の心のケア
 - ・他の児童への対応と心のケア

(3) いじめられた児童又はその保護者への対応

- ・児童から事実確認の聞き取りを行う。聞き取りやアンケート等により判明した情報は、速やかに保護者に伝える。（即日対応）
- ・児童にとって信頼できる友人や教職員、家族等と連携して支える。
- ・児童や保護者に「最後まで守り抜くこと」や「秘密を守ること」をはっきりと伝える。
- ・安心して学習に取り組むことができるよう、必要に応じて別室での学習を提案する。

- ・状況に応じて、スクールカウンセラー等の協力を得る。
 - ・児童の個人情報取り扱い等、プライバシーには十分に留意する。
 - ・謝罪や事後の行動観察の結果、いじめが解消したと思われる場合でも、見守りは続ける。（事後の経過観察を3ヶ月以上行い、いじめが確認できなければ解消とする。）
- (4) いじめた児童への指導又はその保護者への助言
- ・児童から事実確認の聞き取りを行い、いじめとして認知した場合は、組織で速やかに対応し、毅然とした指導を行い、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させ、謝罪させる。
 - ・保護者と連携した適切な対応ができるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
 - ・児童が抱える問題にも目を向け、いじめを繰り返さないよう継続的に指導・支援する。
- (5) いじめが起きた集団への働きかけ
- ・知らなかった児童や傍観していた生徒に対しても、自分の問題として捉えるように指導する。
 - ・いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
 - ・はやしたてたり同調したりする行為は、いじめに加担する行為であることを指導する。
 - ・教育活動全体を通して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しなければならないという態度を育む。
- (6) ネット上のいじめへの対応
- ・不適切な書き込み等については、拡散を防ぐため、直ちに削除のための措置をとる。
 - ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察署に通報し、適切な支援を求める。
 - ・児童が悩みを抱え込むことがないように、法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談など、関係機関の取組を周知する。
 - ・情報モラル教育の推進と保護者への啓発活動を行う。

5 いじめの早期発見・早期対応のための年間計画（予定）

1 学期		2 学期		3 学期	
期日	活動内容	期日	活動内容	期日	活動内容
4 月	各種指導部会 ・いじめ防止基本方針について ・今年度の取組について	8 月	いじめ対策委員会 (生活指導部会) ・2 学期の取組について	1 月	いじめ対策委員会 (生活指導部会) ・3 学期の取組について ・各種指導部会 ・1年間のまとめ
5 月 5 月上旬	全校朝会 ・いじめについて説明 教育相談	9 月	児童集会 ・いじめ防止フォーラムの報告	毎月月末	生活アンケート実施

毎月1回	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者との情報交換 いじめ対策委員会 (生活指導部会) <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導の情報交換 	11月	学校評価 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者アンケートの検証 教育相談 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との情報交換
夏休み	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止標語 	12月	学習参観、懇談会 人権集中学習 <ul style="list-style-type: none"> ・人権講話 ・DVD視聴 ・人権標語 ・ふわふわの木作成
毎月月末	生活アンケート実施	毎月月末	生活アンケート実施

6 いじめ防止等の対策のための組織〈いじめ対策委員会〉

(1) いじめ対策委員会活動方針

- ①いじめ防止対策のP D C A（立案・実行・検証・修正）
- ②いじめの相談・通報の窓口
- ③情報の収集と記録、共有
- ④事実関係の把握といじめか否かの判断
- ⑤指導や支援の体制・対応方針の検討
- ⑥保護者との連携
- ⑦いじめ防止等に係る研修の企画
- ⑧学校いじめ防止基本方針の見直し
- ⑨学校いじめ防止プログラムの策定
- ⑩早期発見・事案対処のマニュアルの策定

(2) いじめ対策委員会組織

